

2023年6月9日

各位

ダイレックス株式会社

審決取消請求訴訟に係る上告受理申立てについて

当社は、2012年12月5日に独占禁止法違反（優越的地位濫用）の疑いがあるとして公正取引委員会の立入検査を受け、2014年6月5日付で同法の規定に違反する行為を行っていたとして排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。これを受け、当社は公正取引委員会に対し、審判請求を行い、2020年3月25日付で一部を取り消す旨の審決がなされました。しかし、当社は、なお不服があるため、2020年4月2日に審決取消請求訴訟を東京高等裁判所に提起しておりましたが、2023年5月26日付で請求棄却判決がなされました。

同判決を受け、当社では上告受理申立てを行うかを検討してまいりましたが、このたび、2023年6月7日に最高裁判所に対し審決取消請求の上告受理申立てを行いましたことをお知らせいたします。

当社は、以前より独占禁止法、下請法等を含むコンプライアンス及びガバナンスの強化を徹底してまいりましたが、本件を機により一層の独占禁止法を含むコンプライアンスへの取組として、社内への周知徹底を目的にコンプライアンスガイドを使用した定期的な研修、及び全従業員を対象とした定期的なコンプライアンステストの実施、並びに役員及び管理職すべてに他社違反事例を用いた注意喚起を行い改善いたしております。また、取引先等へ注意事項の説明と周知徹底をあらためておこない改善いたしております。

以上